

令和4年2月22日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

「住宅用火災警報器を設置しましょう！」

火災予防広報の実施について

消防本部予防課

火災の早期発見・火災初期段階での消火・火災から早期避難するために平成20年6月から豊川市では住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。暮らしを守る住宅用火災警報器の普及啓発を目的に、春の火災予防運動の一環として、豊川市の中心部にある「マチニワとよかわ」で幅広い年齢層を対象に消防職員が火災予防広報を行います。

記

- 1 実施日時 令和4年3月1日（火）
午後3時00分から午後4時00分まで
- 2 実施場所 マチニワとよかわ（豊川市光明町1丁目19）
- 3 実施方法 来場者へ防火チラシ等を配布して、住宅用火災警報器の設置・維持管理を呼びかけます。
- 4 その他 災害発生等で中止する場合があります。

【お問合せ先】

消防本部予防課予防担当 稲吉

TEL:0533-89-9682 Eメール shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp